議案第６１号

七飯町草地畜産基盤整備事業分担金徴収に関する条例の制定について

七飯町草地畜産基盤整備事業分担金徴収に関する条例を次のように定める。

令和 ４ 年１２月 ６ 日提出

七飯町長　杉　原　　太

七飯町草地畜産基盤整備事業分担金徴収に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、公益財団法人北海道農業公社（以下「公社」という。）が七飯町における草地畜産基盤整備事業（以下「事業」という。）に要する費用に充てるため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２４条の規定に基づく分担金（以下「分担金」という。）の徴収について、必要な事項を定めるものとする。

（分担金の額及び算定基準）

第２条　分担金の額は、毎年度、事業に要する費用として、公社理事長が定める額の範囲内において、町長が定める額とする。

（納入義務者）

第３条　分担金は、事業により利益を受ける者（以下「受益者」という。）から徴収する。

（徴収方法及び時期）

第４条　分担金の徴収方法及び時期については、当該年度内において、その都度町長が定める。

２　分担金は、町長が発行する納入通知書により納付しなければならない。

（納付期日の変更及び減免）

第５条　天災等により分担金の納付が困難となった受益者について、町長がやむを得ない事由があると認めたときは、その申出により納付期日を変更し、又は分担金を減額し、若しくは徴収を免除することができる。

（委任）

第６条　この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。